

公益法人の実態等に関するヒアリング調査について

平成 16年 6月 17日

内閣官房公益法人制度改革推進担当室

1 調査の趣旨

公益法人の実態を踏まえた検討に資することを目的として、事務局において、個別の公益法人から、その運営実態や制度改革に関する意見等についてヒアリング調査を行っているところ。

(ヒアリングは、法人名を匿名とすることを条件に、法人の任意の協力を得て実施。事務局職員が、対象法人の事務所を訪問し、あらかじめ記入いただいた共通の回答票に従い、専務理事・事務局長等から聞き取りを行い、必要に応じ回答を補充していただいた。)

2 ヒアリング対象法人 (別紙参照)

法人の事業内容や規模の大小等も考慮しつつ、ヒアリング調査を実施。現時点で、すでにヒアリングを実施済みの法人は、31法人であり、このうち結果(回答票)が整理されているものは、27法人(社団12、財団15)である。

3 回答状況 (別添回答票参照)

個別の法人からの回答の主な内容は以下のとおり。

(1)事業の内容・性格(公益性、共益性、収益性、営利競争性)について

・ 共益的な性格の事業は、なしと回答する法人が多く、ありと回答した法人の事業内容は、福祉・共済事業、技術者の養成、情報サイト、会員のみを対象とする研修・相談、会員向け諸行事、要望・陳情活動等であった。

(受益対象を会員に限定しない調査研究・統計作成、提言活動、研修、国際協力、規格の統一・標準化、施設サービス等については、いずれの法人も公益性が高い事業である旨回答している。)

- ・ 指導監督上の収益事業を行っている法人は、8法人あった。
- ・ 対価を伴う公益事業について、その対価は、実費や原価相当で設定している、可能な限り低廉に設定している等の回答があった。
- ・ 営利競争性については、ほとんどの法人が、ないと認識する旨回答した。ただし、同種の財・サービスを提供する営利企業等は存在するが、参加費や料金を下げる等の回答があった。

(2)いわゆる内部留保について

- ・ 回答を得た法人の内部留保水準は、100%超から大幅なマイナス値まで幅広く分布。約半数が30%を超えている。なお、内部留保の用途は、多くの法人が公益事業の運転資金に充てるとしている。
- ・ 内部留保の望ましい水準については、半数近くが一概にはいえないと回答したが、概ね10%、30%、50%、100%、200~300%程度等とする回答もあった。
- ・ 内部留保は、法人の事業内容や収支構造等によりその意味合いが大きく異なり(例えば、助成型財団にとって内部留保は支払準備のための資金である等)一律に制限を設けることは不相当との意見、「内部留保」の定義の見直しや明確化を求める意見、内部留保が厚いことは一般に運営の健全性を示す旨の意見等があった。

(3)ガバナンスについて

- ・ 理事会は、回答を得たすべての法人で設置されている。開催状況は年1回~10数回。
- ・ 評議員会は、すべての財団法人で設置されている。また、社団法人でも設置しているものがある。評議員会を設置している場合は、例外なく理事の選任機能を持たせている。
- ・ 理事会及び評議員会は、同日・同時に開催するという法人が複数あった。理事等の実質的な役割は、法人によって多様であった。

(4)情報公開の実施状況について

- ・ ホームページは、回答を得たすべての法人が開設している。
- ・ 定款、財務諸表等の10書類の事務所備え置きについては、すべての法人で行われているが、ホームページへの掲載状況については、法人により差がある。
- ・ 情報開示によって、情報の悪用等のトラブルを生じたことがあるかとの質問に対しては、特にトラブルを生じたことはない、との回答が多数であった。
- ・ 社員名簿等の個人情報、公開には支障があるとする法人が複数あった。また、同種競合的な団体が複数あり、詳細な財務情報を公開することは、法人運営に支障をもたらす、委託研究の内容の公開には委託者の許可を要する等の意見があった。

(5)現行の所管官庁の指導監督基準に関する意見

- ・ 内部留保水準を原則30%程度以下とする指導、同一業界関係理事数を2分の1以下とする指導は、根拠が不明瞭であり疑問を感じる等の意見があった。

(6)税制上の取扱いに関する意見

- ・ 現行公益法人に対する税制上の取扱いは、公益事業の遂行に必要不可欠であり、維持すべきとする意見や、寄附を促進するような税制とすべき等の意見があった。

ヒアリング対象法人の概況

1. ヒアリング対象法人の構成

ヒアリングを行った法人を、その目的、事業内容や社員構成を勘案して、便宜的に分類すると、以下のとおり。

民法上の社員を、同一の業 (関連の深い業を含む。) を営む法人又は当該法人から構成される団体に限定している法人	12 (社団) \ 16 (社団) \ 17 (社団) \ 20 (社団) \ 26 (社団) \ 31 (社団)
民法上の社員を、特定の資格・職能を有する者若しくは当該者から構成される団体に限定している、又は、これらの者が社員の大多数を占めている法人	8 (社団) \ 14 (社団) \ 27 (社団)
一定の範囲の者に対する共済、福利厚生事業を行っている法人	4 (財団) \ 22 (財団) \ 25 (社団) \ 27 (社団)
助成、奨学等の現金給付事業を主要な事業としている法人	1 (財団) \ 2 (財団) \ 3 (財団) \ 5 (財団) \ 6 (財団)
博物館・美術館その他の学術文化施設、会館、体育施設等の管理運営を主要な事業としている法人	15 (財団) \ 18 (財団) \ 23 (財団) \ 27 (社団) \ 28 (財団) \ 30 (財団)
研究所等の実験研究施設を保有し、研究事業を主要な事業としている法人	19 (財団) \ 29 (財団)
芸術文化活動又はその推進に関する事業 (施設運営事業を除く。) を主要な事業としている法人	9 (社団) \ 13 (財団)
上記 ~ のいずれにも該当しない法人 (事業内容は、情報提供、啓発、研修、講習、調査、顕彰等)	7 (財団) \ 10 (財団) \ 11 (社団) \ 21 (社団) \ 22 (財団) \ 24 (社団)

(注)・「主要な事業」とは、年間事業費の30%以上を占める事業をいう

2. 年間収入額規模別分布

	1 億円未満	1 億円以上 5 億円未満	5 億円未満 10 億円以上	10 億円未満 50 億円以上	50 億以上
社 団	12	8、21、24、27	16、26	11、14、17、 25	9、20、31
財 団	7、10	1、6、15、22、 29	2、23、28	3、4、5、13、 30	18、19

3. 正味財産額規模別分布

	1 億円未満	1 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 200 億円未満	200 億円以上
社 団	12、24	8、11、16、17、 21、26、27、31	14、20	9、25	
財 団	10、22、28	6、7、13、29	1、3、23	2、4、15、30	5、18、19

4. 常勤職員数規模別分布

	0~4 人	5~9 人	10~19 人	20~49 人	50~99 人	100 人以上
社 団	8	12、21、24、 25、27	14、26	9、16	11、17	20、31
財 団	1、6、7	2、3、10	4、15、22、 29	5、23、28、 30	18	13、19

5. 内部留保の水準別分布

	0%未満	0%以上 30%未満	30%以上 60%未満	60%以上 100%未満	100%以上
社 団	27	9、11、16、17、 20、24、25、31	12、14、26		8、21
財 団	19	1、5、7、13、 22、28	10、15、29、30	3、4、6、23	2、18

6. 税法上の収益事業収入額の年間収入額に対する割合による分布

$\{ \text{税法上の収益事業収入額} / \text{年間収入合計額} \} \times 100 (\%)$

	0%	0%超 10%未満	10%以上 30%未満	30%以上
社 団	12、24、25、26、31	8、11、16、20、21	9、17	14、27
財 団	1、2、3、5、6、10、 15、19、29	4、18、23	7、22、28、30	13

7. 法人の収入構造について

会費収入の比率が高い法人

$\{ \text{会費収入} / \text{年間収入合計額} \} \times 100(\%) > 50(\%)$

寄附金等収入の比率が高い法人

$[\{ \text{寄附金収入} + \text{財産運用収入} \} / \text{年間収入合計額}] \times 100(\%) > 50(\%)$

事業収入の比率が高い法人

$\{ \text{事業収入} / \text{年間収入合計額} \} \times 100(\%) > 50(\%)$

	会費収入型	寄附金等収入型	事業収入型	行政からの補助金等 を受けている法人
社 団	8、12、16、17、21、 25、26、31		9	11、17、20
財 団	19	1、2、3、6、10、15、 30	4、13、28、29	13、19、28